

平成29年3月7日
東北経済産業局

「岩泉まつたけ」地域団体商標登録へ
～東北地域の地域団体商標は45件に！～

特許庁は、岩手県の『岩泉まつたけ』（出願人：岩泉まつたけ事業協同組合）を登録査定※しましたのでお知らせします。

全国でこれまで612件の登録査定があり、今後、本件が登録となった場合、東北地域の地域団体商標の登録件数は45件となります。

※登録査定の通知を受領した後、30日以内に登録料（28,200円/区分）を特許庁に納付することにより、商標権の設定登録が行われ、登録日から10年間効力が継続します（更新も可能）。

1. 登録査定

都道府県：岩手県

商標（よみがな）：岩泉まつたけ（いわいずみまつたけ）

出願人：岩泉まつたけ事業協同組合

2. その他

平成29年3月7日（火）特許庁ウェブサイトにて公表

【参考1】地域団体商標について

地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名＋商品（サービス）名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

【参考2】地域団体商標に関する情報について

特許庁ホームページ（地域団体商標制度）をご参照下さい。

〔主な掲載内容〕 ○地域団体商標登録紹介

○地域団体商標出願・登録状況 等

URL：http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syohyou.htm

（本件に関するお問い合わせ先）

東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室長 山口竜三

担当者：柴原

電話：022-221-4819（直通）

「岩泉まつたけ」 (いわいずみまつたけ) について

出願番号 : 2016-027107

出願日 : 平成28年2月29日

出願人 : 岩泉まつたけ事業協同組合
(岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40番地42)

指定商品 : 岩手県岩泉町及びその周辺地域産の松茸 (第31類)

特長 : 岩泉は、古くより松茸の宝庫です。
本州の北に位置する岩泉は秋の訪れが早いため、他の産地に先がけて出荷されます。清らかな水や美しいアカマツ林が育む松茸は、味・香り・形の三拍子揃った森の王様です。

なかでも「岩泉まつたけ」は、「岩泉まつたけマイスター」が太鼓判を押しした良質な松茸。もともと数に限りがある貴重な松茸ですが、選りすぐられた松茸だけが、「岩泉まつたけ」を名乗ることができるのです。

(引用 : 岩泉まつたけ事業協同組合 HP より <http://www.ginga.or.jp/matsutake/>)



(写真提供 : 岩泉まつたけ事業協同組合)